

会 議 録

会議の名称		平成21年度磐田市防災会議		
開催日時		平成22年3月16日(火) 開会：午前10時 閉会：午前11時03分		
開催場所		磐田市役所 本庁舎4階 大会議室		
出席者	委員	盛谷委員(代理 鈴木)、市川委員(代理 伊藤)、神山委員、赤堀委員(代理 戸根木)、油井委員(代理 倉島)、杉山委員(代理 山本)、河島委員、小池委員、中村委員、杉本委員(代理 前島)、島瀬委員、多田委員、松井委員(代理 友田)、阿形委員、齋藤委員、杉田委員、伊藤委員(代理 影目委員)、藤原委員(代理 安田)、石川委員(代理 山口)、渡部委員、渥美委員、飯田委員		
	事務局(防災対策課)	山下総務部長、大石防災監兼防災対策課長、寺田係長、平野主査、柴田主任		
公開・非公開の状況		公 開	傍聴者数	1名
会議次第		1 開 会 2 会長あいさつ 3 委嘱状の交付 4 議 事 (1) 会議録署名人の指名について (2) 磐田市防災会議の運営について 会議の公開について 会議録の公開について (3) 磐田市地域防災計画の一部修正について(協議事項) 修正案の説明 修正内容の審議 (4) 磐田市水防計画の一部修正について(諮問事項) 修正案の説明 修正内容の審議 答申案の協議 5 閉 会		

議 事 内 容

事務局	<p>私は本日の司会を努めさせていただきます、防災対策課長の石と申します、よろしくお願いいたします。</p> <p>最初に防災会議の会長である磐田市長からごあいさつを申し上げます。</p>
会長	<p>日頃は月並みではございますが、地域行政に対しましてさまざまな分野でまたは角度からご尽力、力をお貸しいただきましてありがとうございます。この場を借りて感謝申し上げます。</p> <p>磐田市の防災会議は、最高位に位置しておりまして、初動体制等々で変更が生じた場合、皆さんの意見を聴いて修正をする場合はそれを了とするという形になっております。</p> <p>年度末ですので、振り返ってみますと、8月11日にはこの辺は震度5弱でしたが、マグニチュード6.5という形で揺れまして、私は液状化の最たるところに住んでおりまして、とうとう来たかと思いました。それぐらい揺れましたが、市内の被害もあの程度で済んでほっとしております。今まで東海地震に備えてきた計画があつた震度5弱の地震を実際に体験してみて実態とは合っていないと少し感じる場所がありました。</p> <p>その後の10月8日の台風で大雨警報が出たとき、いち早く対応がとれました。やはり8月11日のことがなければ、そうはいかなかつたらうと思いつながら今日まで来ております。</p> <p>2月14日には、市内の職員だけで自動車を使わないで、自転車、バイク、徒歩で参集訓練を行いました。私は磐田市の一番はずれの場所から自転車で35分かかって来たわけですが、いろいろ一生懸命やっていますが、いざ実際災害が起こりますとどのようなことになるのかなど、責任者として不安を抱えながら日々そういったことに考えを巡らせております。</p> <p>県の防災計画が修正されたことが主な要因ですが、修正案を皆さま方にお示しし、見ていただきご意見を伺いたいとそのような会議になりますので、限られた時間ではありますが、できる限りご意見を言っていたきたいと思いつますのでよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。今回、人事異動等に伴いまして、市長を除く委員23名のうち、8名の方々に変更がございましたので、磐田市防災会議条例第3条の規定に基づき、委嘱状の交付を行うところですが、時間の都合上、本日ご出席の委員の皆様には、お手元にお配りさせていただきましたので、ご了解をお願いしたいと存じます。</p> <p>続きまして、資料の確認をさせていただきますと存じます。</p> <p>事前に、磐田市地域防災計画一般対策編 修正案 新旧対照表の一般対策編と地震対策編、磐田市水防計画 修正案 新旧対照表の3種類の資料を</p>

事務局	<p>送付させていただきましたが、その内の地域防災計画の一般対策編、地震対策編の一部に記載の誤りがございましたので、大変申し訳ございませんが、本日、机上に配付させていただきました資料と差し替えをお願いいたします。</p> <p>その他に、本日、配付させていただきました資料は、平成21年度磐田市防災会議次第、磐田市防災会議委員名簿、防災会議席次表、資料1 磐田市地域防災計画の修正案概要、資料2 災害時等の配備体制とその基準抜粋の5種類でございます。不足資料がございましたらお知らせください。</p> <p>本日の防災会議の日程でございますが、お手元の次第に基づきまして進めさせていただきます。</p> <p>それでは議事に入りたいと存じます。磐田市防災会議運営要領第2条の規定により、本会議の会長である市長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、よろしく申し上げます。</p> <p>始めに、磐田市防災会議運営要領第7条の規定による会議録署名人の指名でございますが、遠州鉄道株式会社磐田営業所長、阿形 正幸委員と磐田市教育委員会教育長、飯田 正人委員のお二人を指名させていただきますのでよろしくをお願いいたします。</p> <p>続きまして、磐田市防災会議の運営についてのうち会議の公開についてでございますが、市の付属機関の会議については、原則、公開としております。従いまして、本防災会議の会議も公開とさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>なお、傍聴の手続き及び遵守事項につきましては、磐田市防災会議傍聴要領のとおりとさせていただきますと思います。</p> <p>次に、会議録の公開についてですが、磐田市情報公開条例に基づき、公開とさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>それでは磐田市地域防災計画についてでございますが、修正案につきまして、事務局から説明をさせます。</p>
事務局	<p>それでは、お手元の資料に基づきまして、磐田市地域防災計画の修正について説明をさせていただきます。</p> <p>最初に、今回の主な修正内容でございますが、資料1 磐田市地域防災計画の修正案概要をご覧ください。</p>

事務局

1点目といたしましては、静岡県地域防災計画の修正に伴う修正でございます。磐田市の地域防災計画については、県の地域防災計画との整合を図り作成をしております。今回の修正は、県の計画が平成21年8月に修正されたことに伴い、本市の計画を修正するものでございます。

主な修正内容は、静岡県における危機管理体制の整備に伴う修正、国土交通省の災害対策の変更に伴う修正、法律の改正等に伴う修正、その他適切な記述に修正したもので、これらの修正を本市の地域防災計画に反映させるものでございます。

2点目は、磐田市独自の修正で、組織機構改革等に伴う修正、その他適切な記述に修正するものでございます。

以上が主な修正内容の概要でございます。

次に、一般対策編の修正内容について説明させていただきます。

磐田市地域防災計画(一般対策編)の修正案、新旧対照表をご覧ください。なお、語句等の軽微な修正につきましては説明を省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

1ページをご覧ください。

資料の紙面、左側が現行の計画内容、右側が修正案になっております。一番左の欄のページ数につきましては、地域防災計画本文のページ数となります。また、アンダーラインの部分が今回修正を行う箇所を示しております。

「第1章 総論」、「第3節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」のうち、「5 指定地方行政機関」の「(5) 国土交通省中部地方整備局」と「(6) 中部運輸局」の業務でございますが、緊急災害対策派遣隊の創設等に伴う修正でございます。

また、「(8) 気象庁東京管区气象台」の業務につきましては、気象業務法の改正に伴う修正でございます。

次に、2ページをご覧ください。

「6 指定公共機関」につきましては、それぞれ名称等を修正するものでございます。

同じく2ページの後段、「第4節 磐田市の自然的条件」でございますが、人口、世帯数を最新の数値に修正するものでございます。

次に、3ページをご覧ください。

「第5節 予想される災害」、「1 風水害」の「(1) 天竜川流域」につきましては、適切な河川用語に、「6 火災、爆発」は、適切な記述にそれぞれ修正するものでございます。

次に、「第2章 災害予防計画」、「第2節 河川災害予防計画」のうち、4ページの「4 浸水想定区域の指定と周知」でございますが、洪水予報の発表形式の改善に伴う修正でございます。

同じく4ページの「第10節 通信施設等整備計画」、「2 無線通信施設の

事務局

現況」でございますが、これはデジタル地域防災無線の整備が完了したことに伴う修正でございます。

次に、5ページをご覧ください。

「第12節 火災予防計画」、「2 消防体制の整備」は、静岡県消防救急広域化推進計画が平成20年3月25日に策定されたことに伴い、(2)として消防救急の広域化の推進を追加するものでございます。

次に、6ページをご覧ください。

「第17節 住民の避難誘導體制」の「2 避難誘導體制の概要」と7ページ中段の「第23節 災害時要援護者支援計画」の「2 災害時要援護者支援体制の整備」につきましては、本市の災害時要援護者避難支援計画を策定したことに伴う修正でございます。

一つ項目が戻りますが、7ページの「第20節 自主防災会の育成」、「2 自主防災会の概要」でございますが、平成21年に県の自主防災組織活動マニュアルの改訂版が発行されたことに伴い、班の名称について整合を図るものでございます。

次に、8ページをご覧ください。

「第3章 災害応急対策計画」、「第2節 組織計画」につきましては、市の組織機構改革、並びに県危機管理局の新設に伴う修正でございます。

次に、9ページをご覧ください。

「第3節 動員計画」、「3 実施方法」の「(1) 市職員の動員」でございますが、災害時における職員の配備体制とその基準を変更したことに伴う修正でございます。

災害時等の配備体制とその基準の修正点につきましては、資料2をご覧くださいと存じます。

昨年、8月に発生した地震を教訓にして、大規模地震が突然発生した場合の初動体制を強化するため、これまで震度5強で全職員参集となっていた配備体制を震度5弱に改め、2月1日から運用しているものでございます。

新旧対照表の9ページから10ページまでに記載しました現行の記述について、資料302-2を引用するものに改めるものでございます。

次に、新旧対照表の13ページをご覧ください。

「第5節 災害広報計画」の「4 広報機関の活用」でございますが、携帯電話のメール機能を利用した防災版いわたホッとラインを、視聴覚媒体に加えるために修正するものでございます。

次に、14ページをご覧ください。

後段の「第11節 応急仮設住宅及び住宅応急処理計画」、「2 災害救助法に基づく実施計画」の「(2) 住宅応急修理」でございますが、これは災害救助法の改正に伴う修正でございます。

次に、15ページをご覧ください。

「第15節 遺体の搜索及び処理埋葬計画」の「3 実施方法」でございます

事務局

が、浜松市天竜斎場との火葬に関する事務委託が廃止されたことに伴う修正でございます。

同じく 15 ページの「第 18 節 交通応急対策計画」、「5 県知事又は県公安委員会の実施事項」でございますが、標章のうち、緊急標章と除外標章を区別するために修正するものでございます。

また、後段の「第 20 節 社会福祉計画」、「2 実施事項」のうち、16 ページの「(8) 被災者(自立)生活再建支援制度」につきましては、制度改正に伴う支給対象の修正でございます。

次に、17 ページをご覧ください。

「第 23 節 水防計画」、「5 水防警報」のうち、「(2) 知事が行う水防警報とその措置」でございますが、計画に記載されていなかった原野谷川について、一部市内を流れていることから、水防警報を行う河川名とその区域を追加したものでございます。

以上、ここまでが、一般対策編の修正案でございます。

続きまして、地震対策編の説明に移らせていただきます。

磐田市地域防災計画(地震対策編)新旧対照表の 1 ページをご覧ください。

「第 1 編 総論」、「第 3 章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」の「13-1 磐田市」でございますが、震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備につきましては、県の業務でございますので、削除させていただきます。また、「13-4 指定地方行政機関」、「5 国土交通省中部地方整備局」と 2 ページの「6 中部運輸局」につきましては、一般対策編と同様に、緊急災害対策派遣隊の新設に伴う修正でございます。

同じく 2 ページの「7 海上保安庁第三管区海上保安部の業務」につきましては、情報伝達内容の見直し、「8 気象庁東京管区气象台」につきましては、気象業務法の改正に伴う修正でございます。

次に、3 ページをご覧ください。

「13-8 自衛隊」につきましては、その災害対策上の業務を新たに加えるものでございます。

次に、7 ページをご覧ください。

前のページから続いておりますが、「第 7 章 避難活動」、「47-1 避難対策」、「2 避難のための勧告及び指示」の「(2) 勧告・指示の伝達方法」でございますが、新たな伝達方法として、防災版いわたホッとラインを加えるものでございます。

「第 9 章 交通の確保活動」のうち、7 ページの「49-1 陸上交通の確保対策」、「4 緊急輸送車両の確認」につきましては、従来の記述を整理し、簡潔なものに修正するものでございます。

次に、11 ページをご覧ください。

「第 2 章 情報活動」から、12 ページの「第 3 章 広報活動」までにつきましても、名称等を修正するとともに、新たな情報伝達手段として、防災版い

事務局	<p>わたホットラインを加えるものでございます。</p> <p>同じく 12 ページの後段になりますが、「第 8 章 社会秩序を維持する活動」、「58-1 磐田市」、の「2 生活物資の価格、需要動向等の調査及び対策」につきましては、県から本市への権限委譲に伴う修正でございます。</p> <p>次に、13 ページをご覧ください。</p> <p>後段の「第 10 章 地域への救援活動」、「510-10 応急住宅の確保」でございますが、災害救助法の改正に伴う修正でございます。</p> <p>次に、14 ページをご覧ください。</p> <p>「第 14 章 防災関係機関の講ずる災害応急対策」でございますが、「514-1 水道(市)」につきましては、「第 13 章 市有施設及び設備等の対策」と内容が重複するため削除するものでございます。</p> <p>次に、16 ページをご覧ください。</p> <p>後段になりますが、「第 9 章 地域経済復興支援」、「69-2 中小企業を対象とした支援」の「2 磐田市」と「69-3 農林漁業者を対象とした支援」の「2 磐田市」でございますが、支援制度・施策の周知の記述が、その前の支援制度・施策の内容の周知と重複するため削除するものでございます。</p> <p>以上で、磐田市地域防災計画、地震対策編の修正内容の説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>今、新旧対照表で説明を聴いていただきましたが、わかったような、わからないような感じかもしれませんが、このような計画を立てておられて、資料 1、2 でも結構ですし、新旧対照表以外のことでもご意見、ご質問がございましたらこの場でお聴きいたします。よろしくをお願いします。</p>
委員代理 (県中遠農林 倉島次長)	<p>地区によって防災に対する意識、温度差が感じられますが、というのは私が以前住んでいた地区は防災訓練へ参加する住民が多かったのですが、今住んでいる地区は参加する人が少ないです。地区の防災委員の熱意によって違うのでしょうか。</p>
議長	<p>この修正案とは関係のない、地域の防災の取り組みの意識の話だと思えますが、私の住んでいる所は過去に七夕豪雨で災害があったところで、東南海地震を経験された方もいらっしゃいます。こういった地域と地盤の固い地域に住んでられる方とは多少の温度差はあろうかと思えます。自主防などでは、想定されている東海地震はそのような規模でないと担当課でお願いしているところですが、災害はいつ起こるかわかりませんし、自分のところは大丈夫というような意識もあります。事務局で補足説明がありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>9月と12月に一般的には訓練をお願いしております。9月につきまして</p>

	<p>は、各自治会、自主防災会単位で9月1日が平日のケースが多いものですから、その前後の日曜日を利用して取り組んでいただいているのが現状です。それから12月は第一日曜日、今年度につきましては12月6日に実施させていただきました。本市では避難所として44箇所、小中学校等の施設を指定していますが、その避難所を会場としてそれぞれの周辺の避難対象地区になっている住民の皆さんが合同で訓練に取り組んでいただくということやっております。この訓練につきましては、最初に先ず実施計画を出していただき、終わりましたら報告書を出していただきます。また、いろいろな役員の方からどんな訓練をやるかということで、積極的な面があるものだから問い合わせがあると思いますが、お問合せいただいて現地に行きまして自治会の会合等で説明をさせていただくというようなこともあります。全市域温度差のない防災訓練に取り組むということは役員の皆さんは大変かと思いますが、私どもも少しでも取り組んでいただけるよう働きかけをしてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>多田委員</p>	<p>資料2の確認ですけれども、災害対策本部体制の現行が1次、2次、3次と配備されていますけれども、この見方ですが修正案は1次、2次、3次が無くなっておりまして、震度5弱以上の地震を感知したときは全職員が参集となっております、基準を5強から5弱と上げて、1次、2次の配備体制はなくなったということでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>現行の方ですけれども、情報収集体制から次に災害対策本部の体制になりますけれども、1次、2次、全職員ということでご覧のとおり参集して来る職員が段階的に来てまいります。それは震度によって想定される被害に差があるだろうという配慮ですが、昨年8月の地震を教訓に東海地震が突然発生した時にはこんな段階的でなく、全職員が参集してあたらないと来られない職員もいるだろうと震度5弱になったら全員参集する、それも最寄りの本庁、支所に参集するという体制に改めたところでございます。</p>
<p>委員代理 (県西部保健福祉センター副所長 戸根木)</p>	<p>1点お伺いいたします。災害が発生した時ですね、高齢者とか障害を持った方が大きな被害を受ける可能性があるということで、災害時要援護者避難支援計画を各市町で作成していると思うのですが、全体計画と個別計画、今磐田市の状況がどうなっているのか教えていただけますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>全体計画と申しますのは、私たち防災の担当、それから市の中の福祉の部局、自治会、自主防災会の皆さん、民生委員さんであるとか社会福祉協議会、そういった関係団体がどういった連携をとって対応していくのかということ全体的に定めたものが全体計画になります。これにつきましては、昨年の12月にやっと本市におきましても策定できました。個別計画につきまし</p>

	<p>ては、18年度から少しずつその取り組みが始まりました。これは地域の自主防災会の皆さん、民生委員の皆さんが中心になってやっていただいております。本市の場合は、全体計画ができる前に地域の皆さんに個別計画の作成を取り組んでいただいたものですから、順序が逆ということもありますが。</p> <p>今の作成状況ですが、昨年11月に県の意識調査がありましてその結果から5割から6割といった数字になっています。なかなか100%には至らないのですが、これについては防災対策課の方で地域の皆さんとお話をしながらやろうということで、実は豊岡地区におきまして、今、全体で自治会長さん、自主防災会長さん、民生委員さんといった関係者が一同に会してですね、どんな方法で個別計画を作ろうかという会合をもちまして着々と進んでおります。そんなことを例にしながら取り組もうと思っております。</p>
<p>議長</p>	<p>今質問のありました要援護者のところでですね、ちょうど合併して地域審議会が出来たのですけれど、要援護者はいいですが個人情報保護法の関係で名簿が手に入らないとか、自治会長さんからお叱りを受けましてですね、実際はそのようなことはないんですが、末端にいきますと情報が見せていいのか、どうなのか混乱しているところがあってまあ今豊岡地区についてはスムーズに進んでいるんですが、いざとなるとそういうこともできてきて、計画どおりには進まないところがあります。</p> <p>そのほかいかがですか。</p>
<p>神山委員</p>	<p>私の方からですね、質問というよりも現状と今後の課題ということで聞いてもらえればいいのですが、去年の山口とか、それから兵庫とかいろいろなところで災害が発生してだいぶ被害を受けているような状況でございまして、一番大きな問題だったのは今の要援護者だけでなく避難勧告と避難指示そして避難所の開設、磐田市さんの現状を教えてください。実はですね、費用の問題が議論になったことがあります。これは全国的な話ですので今後、激甚災害に採択されなくても、補助とかそういうものが必要だねという話をしたことがありまして、なかなか避難勧告を出す勇気、時期、市長さんは一番権限がありますので災害対策法で、判断が難しい。例えば、避難指示で避難所を開設すると、その費用は市の負担ですねきっと、それが激甚災害になれば補助が出てくるとか、とにかくそういう問題が実態として今磐田市さんの現状がどうなのかと、今後これは提案ですが、全国的に要望を出して、避難指示、避難勧告を出しやすくする。そして、国の補助をとというような話をしたことがあります。磐田市さんだとほとんど単費で、避難所が44箇所ですか、それだけ開設すると相当な費用になるわけですね。その実態がどうなのかなと思ひまして、お聴きします。</p>
<p>議長</p>	<p>後で担当に補足説明をさせますけど、実は10月8日の大雨が想定された</p>

議 長	<p>時4 4箇所の避難所をすべて開設したのですが、そしたらあんまり雨が降らなくて、市民からもったいないとおしかりを受けました。その時、朝方ぼう僧川を見に行きましたら危険水位ぎりぎりの所まで水が来ていまして、避難勧告を出すべきか水位を見ますと後で手遅れになってもいけませんし、かといって昨今のご時世ですので、避難勧告をよかれと思って出したら後でブーイングを食らうということもありますね。その辺の難しさというのは、今災害の時に一番悩むだろうと思っておりますが、所長さんがおっしゃってくださったように、費用面につきましては多分あっちこっちで災害が起こってきますと、これがゲリラ豪雨を含めまして各市町の首長さん皆そのような思いは持っていると思っておりますので、実態を担当から説明します。</p>
事 務 局	<p>市長から話がありましたように10月の台風18号の時は、すべての避難所を開設しました。それから8月の駿河湾を震源とする地震の時も震度5弱ということで、規定に基づきましてすべての避難所を開設しました。あの時は早朝で、なおかつ平日で被害も少ないということもあり自主避難を含めまして、避難者ゼロという状況で、避難所に張り付いていた職員がすぐ解散という対応を取らせていただきましたが、台風の場合には一昼夜そこに詰めたということで、結果的に11世帯20人の方が指定された避難所ばかりではありませんが、自主避難したという状況です。避難勧告を出しておりませんので、自主避難という扱いになります。当然そういった人件費も含めてですね、多大な費用がかかるということもありますので、そういった補助制度ができれば県内の市町も助かると思っております。先日、消防庁、総務省が全国の調査をして新聞の一面にも載りましたが、避難勧告の基準ですね、発令基準というものが本市もできておりません。それもひとつの大きな課題でございます。これは特に県との関係の部署の皆さんのご協力、ご支援をいただきましてできるだけ早く策定したいと考えております。またよろしく申し上げます。</p>
神山委員	<p>私ども袋井土木事務所の管轄でいきますと、土砂災害と磐田の今之浦の水害です。今日もたまたま管内の箇所のピークで43ミリ位降りました。時間雨量ですが、避難判断水位という設定をしている河川もあるのですが、そこまでは達していませんが、災害警戒水位を超えたのは掛川の逆川と小笠原川ですね。避難判断水位に達すると私どもから各市町に連絡する。やはり土砂災害など山口であのような大きな被害が出て、亡くなられた方もありました。ある首長さんは空振りでもどしどし出さざるを得ないねという意見がありました。私どもは河川管理者として情報を早く確実に知らせなければなりません。後は首長さんの判断で市民を守る立場ですね。</p>
委員代理 (西部危機管理)	<p>正直言って、河川の水害の避難勧告を出すのは難しい面があると思っております。土砂災害の方が少し先行すると思っておりますが、土砂災害の場合、区域を</p>

局 伊藤技監)	決めてありますので、そのことについては積極的にですね、今日も西部では出ませんでしたけど、土砂災害警戒情報が出ておりますので、その際は早めに出した方がいいと思います。
議 長	土砂災害のほうですね。
委員代理 (西部危機管理 局 伊藤技監)	水害については今までの実績を踏まえてですね、区域を決めて早目に出すという方向がいいのかなと、時期を誤ると川の水が増えて避難している途中で被災するということがありますので、早めの避難勧告が必要になると思います。河川管理局との連携も必要になってくると思います。
委員代理 (国交省 鈴木 事業対策官)	天竜川は今回の雨で 600 トン程度、普段よりは多いですが多分天竜川が危険であれば、他の所もかなりやられていると思われれます。当方からは的確に情報を周知させていただきたいと思いますが、天竜川の堤防が万が一破堤しますと、磐田市の低地、磐田原台地の下の方はほぼ水没します。水深の深い、浅いはありますが。道路も持っておりますが、災害復旧、避難の際は重要なルートになりますので、全力を挙げて守ります。
議 長	ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。お諮りしたいと思います。ご意見、ご質問もないようですので、お諮りします。先ほど説明させていただきました修正案でございますが、原案のとおり承認するというご異議はございませんでしょうか。
【異議なしの発声あり】	
議 長	ありがとうございます。ご異議なしということで、原案のとおり承認することに決定させていただきます。
	次に水防計画ですね、1 点これは諮問事項になるんですが一部修正について、説明させていただきますのでよろしくお願いします。
事 務 局	それでは、お手元の資料に基づきまして、磐田市水防計画の修正について説明させていただきます。
	今回の修正内容ですが、静岡県水防計画の修正に伴うものが主なものでございます。
	事前に送付させていただきました資料の磐田市水防計画修正案 新旧対照表の 1 ページをご覧ください。資料の紙面、左側が現行の計画内容、右側に修正案を掲載してございます。アンダーラインの部分今回修正を行う箇所を示しております。
	また、6 ページ以降は関連する資料を添付してございます。

<p>事務局</p>	<p>語句等の軽微な修正につきましては説明を省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>始めに、1ページをご覧ください。「第6章 洪水予報」、「第2節 静岡県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置」ですが、太田川の天方観測所の地番等の修正をするものでございます。</p> <p>次に、2ページをご覧ください。「5の洪水予報の発表形式」でありますが、県の水防計画の修正に伴いまして、予報文及び発表用紙の変更がございましたので、資料の6ページ以降に載せてございますが、この修正及び追加をするものでございます。</p> <p>次に、「第7章 水防警報」、「第2節 静岡県知事が行う水防警報とその措置」でありますが、太田川の天方観測所の堤内地地盤高の数値の修正をするものでございます。</p> <p>次に、3ページをご覧ください。「第8章 避難判断水位の水位到達情報」、「第1節 静岡県知事が行う避難判断水位の水位到達情報の通知及び周知」でありますが、県の管理河川であります今ノ浦川につきまして、今回新たに避難判断水位が設定されましたので、追加記載をし、その区域及び区域延長を記載するものでございます。</p> <p>この避難判断水位は、避難勧告等発令の判断目安、住民の避難判断の参考となる水位として設定されまして、この設定にあたっては、情報伝達、避難等に要する時間、河川の水位上昇速度、堤防高等を総合的に考慮し設定されているものでございます。</p> <p>次に、(2)の避難判断水位の水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所でありますが、表中に今ノ浦川的位置及び水位を追加記載するものでございます。</p> <p>次に、(4)の避難判断水位の水位到達情報の通知と(6)の避難判断水位の水位到達情報連絡系統図でありますが、新たに今ノ浦川をそれぞれ追加記載するものでございます。</p> <p>以上で、磐田市水防計画 修正案の説明を終わらせていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今事務局から磐田市水防計画の修正案の説明がありましたが、この件でご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>ありませんか。それでは、ご意見、ご質問もないようですのでお諮りいたします。この修正案を原案のとおりとすることにご異議はございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの発声あり】</p>

議 長	<p>ありがとうございました。磐田市が作成しましたこの修正案につきまして、了承とさせていただきますので、市長への答申も異存がないといたします。</p> <p>以上で本日の議事をすべて終了とさせていただきます。ご熱心にご審議いただき、ありがとうございました。</p>
-----	--